

認知症地域支援推進に係る非常勤嘱託員設置要綱

平成24年3月19日付23川健高事第1459号局長決裁
最終改正 平成29年4月1日付29川健地推第679号局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）（以下「要領」という。）第26条の規定に基づき、認知症地域支援の推進に従事する非常勤嘱託員（以下「推進員」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 推進員は、健康福祉局地域包括ケア推進室において次の業務を行う。

- (1) 区役所、地域包括支援センターとの連絡調整
- (2) 認知症疾患医療センターとの連携
- (3) 家族介護者等への支援
- (4) 認知症に関する情報提供等
- (5) その他認知症施策の推進に関すること。

(任用)

第3条 推進員は、健康福祉局地域包括ケア推進室長が選考し、市長が任命する。

(任用条件の明示)

第4条 推進員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(定数)

第5条 推進員の定数は、1名とする。

(身分及び任用の期間)

第6条 推進員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

2 推進員の任用期間は、原則として1年以内とする。

3 市長は、任用期間内の勤務成績が良好な推進員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。

4 市長が特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した推進員を再度任用することができる。

(退職)

第7条 推進員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第8条 推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他、その職に必要な適格性を欠くとき。

(守秘義務)

第9条 推進員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務日及び勤務時間等)

第10条 推進員の勤務日は、土曜日及び日曜日を除いた日のうちから所属長が指定した週4日とする。ただし、勤務日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日に該当した場合は勤務を要しないものとする。

2 推進員の勤務時間は、原則として午前9時から午後5時15分までとする。ただし、所属長が必要と認めるときは、午後1時から午後9時15分までに変更することができるものとする。

3 所定の勤務時間の途中に休憩時間を60分置くものとする。

(年次有給休暇)

第11条 推進員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された推進員については、その会計年度内において任用した月に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 第6条第3項及び第4項の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第12条 推進員に対して、要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第13条 推進員は、市長の承認を受けて、当該推進員の子を養育するため、育児休業をすることができるものとし、その他要件については川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）における非常勤職員の例による。

(部分休業)

第14条 市長は、推進員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該推進員がその子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことを承認

することができるものとし、その他の要件については川崎市職員の育児休業等に関する条例における非常勤職員の例による。

(報酬)

第15条 推進員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額208,400円とする。

3 第2種報酬の額は、要領第17条第3項及び第4項に定めるところによる。

4 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が定めた非常勤嘱託員の第2種報酬の取扱いによるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第16条 推進員が月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た時間数に第18条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 推進員が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た時間数に第18条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第17条 推進員が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬額を支給する。

2 前項の場合において勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第18条 推進員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、第15条第2項に定める第1種報酬額に12を乗じて得た額をその者の1週間の勤務時間数に52を乗じて得た数で除して得た額とする。

2 前項の場合において、第1種報酬額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第19条 推進員がその職務のため出張するときは、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号)第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(社会保険の適用)

第20条 推進員に対する社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第21条 推進員の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）の定めるところによる。

2 推進員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第22条 推進員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第23条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

(委任事項)

第24条 この要綱の施行について必要な事項については、その都度健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

勤務年数ごとの休暇日数				
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
7日	8日	9日	10日	12日

別表第2（第11条関係）

任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日

備考 更新した場合の年次有給休暇は、別表第1に規定する勤務年数ごとの休暇日数を付与することができる。